



発行 東京都

目次

37

条 例

○東京都都税条例の一部を改正する条例……………（主税局）…一

規 則

○東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…五

条例のあらまし

●東京都都税条例の一部を改正する条例（条例第五一号）

- 一 地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）の施行に伴い、自動車税における種別割のグリーン化特例について、適用期限を令和八年三月三十一日まで三年延長するほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

条 例

東京都都税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

●東京都条例第五十一号

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都知事 小池 百合子

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。  
第十八条第一項第一号中、「法第七十二条の二十九第二項及び第四項」を「並びに法第七十二条の二十九第二項、第四項及び第六項」に改め、同項第三号中、「法第七十三条の二十五第一項の規定を準用する法附則第十一条の四第二項」を削る。

第十八条の二第一項中「又は第五項（これらの規定を）」を「（法第七十二条の二十八第二項及び法第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第五項（」に、「及び法第七十二条の二十九第二項」を「並びに法第七十二条の二十九第二項及び第六項」に改める。

第三十五条第一項第四号中「及び法第七十二条の二十九第二項」を「並びに法第七十二条の二十九第二項及び第六項」に改め、同項第六号中「第七十二条の二十九第一項」の下に「又は第五項」を加える。

第四十八条の五中「法第七十三条の二十七第一項の規定を準用する法附則第十一条の四第二項」を削る。

附則第五条の二の七中「附則第六条の十七第二項」を「附則第六条の十八第二項」に改める。

附則第五条の四中「附則第九条の二第一項」を「附則第八条第一項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「附則第九条の二第二項」を「附則第八条第二項」に改める。

附則第五条の五第一項中「附則第十一条の四第四項」を「附則第十一条の四第二項」に、「附則第九条の三第一項」を「附則第九条第一項」に、「地方税法施行令附則第九条の三第二項」を「同令附則第九条第二項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「附則第九条の四」を「附則第九条の二」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第七条第一項中「以下この条及び次条第三項」を「次項第二号及び次条第三項」に、「除く。以下この条及び次条」を「除く。同条」に改め、同項第一号中「ガンソリン

自動車をいう。以下この条」を「ガソリン自動車をいう。次項第四号及び第三項第一号」に、「同項第五号」を「同条第一項第五号」に、「石油ガス自動車をいう。以下この条」を「石油ガス自動車をいう。次項第五号及び第三項第二号」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「以下この条」を「次項第六号及び第三項第三号」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「自家用の乗用車」を「前条第一項の規定の適用を受ける自動車」に改め、「当該自動車が発行された日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第二項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「平成三十年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（法第四百九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準をいう。）で地方税法施行規則附則第五条の二第一項で定めるもの」に改め、「又は平成二十一年天然ガス車基準」の下に「（同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準をいう。以下この号において同じ。）」を加え、「附則第五条の二第七項」を「附則第五条の二第二項」に改め、同項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」の下に「（法第四百九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。次項第一号において同じ。）」を、「平成十七年ガソリン軽中量車基準」の下に「（同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。次項第一号において同じ。）」を、「エネルギー消費効率」の下に「（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「この条」を「この項及び次項」に改め、「令和二年度基準エネルギー消費効率」の下に「（同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「附則第五条の二第八項」を「附則第五条の二第三項」に改め、同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」の下に「（法第四百九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成

三十年石油ガス軽中量車基準をいう。次項第二号において同じ。）」を、「平成十七年石油ガス軽中量車基準」の下に「（同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。次項第二号において同じ。）」を加え、「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第四項」に改め、同項第六号中「平成三十年軽油軽中量車基準」の下に「（法第四百九条第一項第六号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準をいう。次項第三号において同じ。）」を、「平成二十一年軽油軽中量車基準」の下に「（同条第一項第六号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準をいう。次項第三号において同じ。）」を加え、「附則第五条の二第十項」を「附則第五条の二第五項」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ	
七千五百円	二千元
八千五百円	二千五百円
九千五百円	二千五百円
一万三千八百円	三千五百円
一万五千七百円	四千元
一万七千九百円	四千五百円
二万五百円	五千五百円
二万三千六百円	六千元
二万七千二百円	七千元
四万七百元	一万五百円
二万五千元	六千五百円
三万五百円	八千元
三万六千元	九千元
四万三千五百円	一万一千円
五万円	一万二千五百円
五万七千元	一万四千五百円
六万五千五百円	一万六千五百円
七万五千五百円	一万九千元

第一項第二号イ	八万七千円	二万二千元
	十一万円	二万七千五百円
	六千五百円	二千元
	九千円	二千五百円
	一万二千元	三千元
	一万五千元	四千元
	一万八千五百円	五千元
	二万二千元	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千五百円	七千五百円
第一項第二号ロ	四千七百円	千二百円
	八千円	二千元
	一万一千五百円	三千元
	一万六千円	四千元
	二万五百円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	三万円	七千五百円
	三万五千元	九千元
	四万五百円	一万五百円
	六千三百円	千六百元
第一項第二号ハ(1)	七千五百円	二千元
	一万五千円	四千元
	一万二千円	三千元
第一項第二号ハ(2)	二万六百元	五千五百円
	一万二千円	三千元
	一万四千五百円	四千元

第一項第三号イ(2)	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千元
	二万二千五百円	六千元
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千円	七千五百円
	二万六千五百円	七千元
	三万二千元	八千元
	三万八千円	九千五百円
	四万四千元	一万一千円
	五万五百円	一万三千元
第一項第三号ロ	五万七千円	一万四千五百円
	六万四千元	一万六千元
	三万三千元	八千五百円
	四万一千円	一万五百円
	四万九千円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千元	一万八千五百円
	八万三千元	二万一千円
	四千五百円	千五百円
第一項第四号	六千円	千五百円
	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
第二項第一号	六千三百円	千六百円
	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百円
第二項第二号	八千円	二千円
	六千三百円	千六百円
	八千円	二千円

附則第七条第五項を同条第二項とし、同条第六項中「第七十七条第一項」を「第七十七条第一項第一号イ及び第四号イ」に改め、「当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を、「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項」を「次」に、「同条」を「同項」に改め、同項第一号中「附則第五条の第二十一項」を「附則第五条の二第六項」に改め、同項第二号中「附則第五条の二第十二項」を「附則第五条の二第七項」に改め、同項第三号中「附則第五条の二第十三項」を「附則第五条の二第八項」に改め、同項に次の表を加える。

第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五千元
第四号イ	四千五百円	二千五百円

附則第七条第六項を同条第三項とし、同条第七項中「前各項の」を「前三項の」に、「附則第七条第一項から第六項まで」を「附則第七条第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第十四条第三号中「附則第十五条第十五項本文」を「附則第十五条第十四項本文」に改め、同条第四号中「附則第十五条第二十六項第一号」を「附則第十五条第二十五項第一号」に改め、同条第五号中「附則第十五条第二十六項第二号」を「附則第十五条第二十五項第二号」に改め、同条第六号中「附則第十五条第二十六項第三号」を「附則第十五条第二十五項第三号」に改め、同条第七号中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同条第八号中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同条第九号中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改める。

附則第十五条の三第二号イ中「法第三百四十九条の三又は法」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下「令和五年改正前の地方税法」という。)(第三百四十九条の三又は令和五年改正前の地方税法)に改め、同号ロ中「法第三百四十九条の三又は法」を「令和五年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は令和五年改正前の地方税法」に改め、同条第三号ロ中「同年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は法」を「同年度分の固定資産税について令和五年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は令和五年改正前の地方税法」に改める。

附則第二十号の三第二号イ中「法第三百四十九条の三」を「令和五年改正前の地方税法第三百四十九条の三」に、「法附則第十五条」を「令和五年改正前の地方税法附則第十五条」に改め、同号ロ中「法第三百四十九条の三又は法」を「令和五年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は令和五年改正前の地方税法」に改め、同条第三号イ中「第三百四十九条の三」の下に「(第十八項を除く。以下この号において同じ。)」を加え、同号ロ中「同年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は法」を「同年度分の固定資産税について令和五年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は令和五年改正前の地方税法」に改める。

附則  
 (施行期日)  
 1 この条例は、令和五年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。  
 (経過措置)  
 2 この条例による改正後の東京都税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に残余財産が確定する法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度(施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度のこの条例による改正前の東京都税条例(以

前第十五条第二十五項第三号」に改め、同条第七号中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同条第八号中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同条第九号中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改める。

下「旧条例」という。)第三十五条第一項第七号に定める申告納付の期間の末日が施行日以後に到来するもの(以下「経過事業年度」という。)を含む。)に係る法人の事業税について適用し、施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定日の属する事業年度(経過事業年度を除く。)に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第七条の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和五年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和四年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

6 旧条例附則第十四条第三号の規定は、平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「旧法」という。)附則第十五条第十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税並びに同項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

7 旧条例附則第十四条第八号の規定は、平成二十九年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に受けた旧法附則第十五条第三十三項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

規 則

東京都条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十二号

東京都条例施行規則の一部を改正する規則

東京都条例施行規則(昭和二十五年東京都規則第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「及び日本年金機構」を「、日本年金機構及び福島国際研究教育機構」に改め、「日本年金機構以外の者が使用している固定資産でないこと」の下に「、福島国際研究教育機構にあつては福島国際研究教育機構以外の者が使用している固定資産でないこと」を加え、同条第五号中「若しくは日本年金機構」を「、日本年金機構若しくは福島国際研究教育機構」に改める。

第四十条の八の四第二項中「附則第十一条の四第二項、第五項及び第七項」を「附則第十一条の四第三項及び第五項」に改める。

附則第十一項中「電気自動車をいう。以下」を「電気自動車をいう。次項第一号及び附則第十五項において」に、「天然ガス自動車をいう。以下」を「天然ガス自動車をいう。次項第二号及び附則第十五項において」に、「電力併用自動車」を「ガソリン燃機関の燃料として用いる電力併用自動車」に改め、「、同条第四号中「相当する率」とあるのは「相当する率に一・一五を乗じた率」とを削り、同項第一号中「ガソリン自動車をいう。以下」を「ガソリン自動車をいう。次項第四号及び附則第十三項第一号において」に、「同号」を「条例附則第七条第一項第一号」に、「石油ガス自動車をいう。以下」を「石油ガス自動車をいう。次項第五号及び附則第十三項第二号において」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「以下」を「次項第六号及び附則第十三項第三号において」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十二項から第十四項までを削る。

附則第十五項中「(第二十八条の十第四号の適用を受ける自動車を除く。)」を削り、「同条の」を「第二十八条の十の」に改め、「、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、

「附則第七条第五項の」を「附則第七条第二項の」に、「第三号、第五号イ、第六号及び第八号」を「及び第三号」に、「とする」を「と」と、同条第四号中「相当する率」とあるのは「相当する率に百分の二十五を乗じた率（五百円未満の端数があるときはその端数金額を五百円とし、五百円を超え千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）」と、同条第五号イ、第六号及び第八号中「条例」とあるのは「条例附則第七条第二項の規定により読み替えて適用される条例」とする」に改め、同項第二号中「附則第七条第五項第二号」を「附則第七条第二項第二号」に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「（条例附則第六条の四第一項第二号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。）」を加え、同項第四号中「附則第七条第五項第四号」を「附則第七条第二項第四号」に改め、同項第五号中「附則第七条第五項第五号」を「附則第七条第二項第五号」に改め、同項第六号中「附則第七条第五項第六号」を「附則第七条第二項第六号」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十六項中「当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第七条第六項の」を「附則第七条第三項の」に改め、同項第一号中「附則第七条第六項第一号」を「附則第七条第三項第一号」に改め、同項第二号中「附則第七条第六項第二号」を「附則第七条第三項第二号」に改め、同項第三号中「附則第七条第六項第三号」を「附則第七条第三項第三号」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第十七項を附則第十四項とする。  
 附則第十八項中「電力併用自動車」を「ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車」に、「種別割」を「自動車税の種別割」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十九項を附則第十六項とする。  
 別記第三十一号の三様式中「第24条の4の3」の次に「、第24条の5」を加え、「第72条の29第2項」を「第72条の29第 項」に改める。  
 別記第四十一号様式（甲）(裏)記載要領1中

地方税法	附則第11条の4第1項	心身障害者雇用施設の取得に対する減額
	附則第51条	東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に対する課税標準の特例

地方税法	附則第51条	東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に対する課税標準の特例
------	--------	-----------------------------------

改め、同様式中記載要領4を削り、記載要領5を記載要領4とし、記載要領6から記載要領11までを記載要領5から記載要領10までとする。

別記第四十一号様式（乙）(裏)記載要領1中

地方税法	附則第11条の4第1項	心身障害者雇用施設の取得に対する減額
	附則第51条	東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に対する課税標準の特例

地方税法	附則第51条	東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に対する課税標準の特例
------	--------	-----------------------------------

改め、同様式中記載要領6を削り、記載要領7を記載要領6とし、記載要領8から記載要領13までを記載要領7から記載要領12までとする。

別記第四十四号様式中

	第48条の2	
東京都都税条例	第48条の4の2第2項	
	第48条の4の3第2項	を
	附則第5条の5第 項	
地方税法	附則第11条の4第2項	

	第48条の2	
東京都都税条例	第48条の4の2第2項	に改め、
	第48条の4の3第2項	同様式記載要領1中「、附則第5
	附則第5条の5第 項	項」

条の5第2項」を「又は附則第5条の5第2項」に改め、「又は地方税法附則第11条の4第2項」を削り、同様式中記載要領3を削り、記載要領4を記載要領3とし、記載要領5を記載要領4とし、記載要領6を記載要領5とする。

## 附則

- 1 この規則は、令和五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都税条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 新規則附則第十一項から第十三項までの規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都税条例施行規則別記第三十号の三様式、第四十一号様式（甲）、第四十一号様式（乙）及び第四十四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

